



発行

沖縄県高次脳機能障害及び
その関連障害に対する支援普及事業 拠点機関

共同作成

沖縄県警察運転免許センター・沖縄県指定自動車学校協会
医療法人タピック 沖縄リハビリテーションセンター病院 自動車運転再開支援班

医療法人タピック 沖縄リハビリテーションセンター病院

〒904-2173 沖縄県沖縄市比屋根 2-15-1

地域連携室 : 098-982-1112

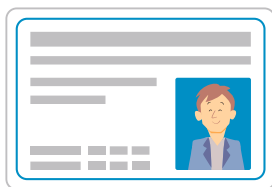
病院代表: 098-982-1777

こう じ のう き のう しょう が い

高次脳機能障害 ハンドブック

自動車運転再開編





高次脳機能障害と 自動車運転

高次脳機能障害を抱える多くの方が自動車運転の再開を希望されます。障害の程度により、やむを得ず『運転を断念する方』もありますが、時間をかけて準備を行い、必要な手続きをして『運転を再開する方』もあります。安全な交通社会のためにも、運転再開に関する正しい知識を身につけ、慎重に検討することが今求められています。

目次

- 高次脳機能障害とは……………P.03
- 高次脳機能障害と運転行動……………P.04
- 高次脳機能障害の方の
自動車運転の特徴……………P.05
- 病気と自動車運転免許制度……………P.09
- 運転再開までの流れ……………P.10
- 運転再開が決まった場合……………P.15
- 運転断念が決まった場合……………P.18
- お問い合わせ窓口……………P.19
- ご本人・ご家族様へ……………P.21



高次脳機能障害とは

「記憶する」「集中する」
「考える」「感情をコントロールする」
「コミュニケーションをとる」など、
私たちが日常生活を過ごすために
欠かせない脳の働きの
ことを「高次脳機能」といいます。

病気や交通事故などで脳に傷がつくと、
「高次脳機能」がうまく働かなくなり、
周囲の状況に合わせて適切な行動を取ることが
できなくなる場合があります。

高次脳機能がうまく働かず、
日常生活や社会生活を送る
ことに支障をきたした状態のことを
高次脳機能障害といいます。



高次脳機能と運転行動

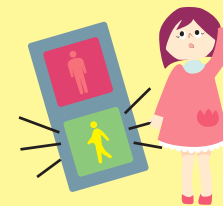
運転行動は、「認知・予測・判断・操作」で成り立っています。高次脳機能が上手く働かないと運転行動に影響を及ぼすことが考えられます。身体に障害がなく、日常生活において問題なく過ごしている高次脳機能障害の方でも、運転となるとより高度な能力が必要とされるため、問題が生じることがあります。

1 認知



周囲の状況を把握する

2 予測



横断するかもしれないと予測する

3 判断



進むか止まるかを判断する

4 操作



ハンドルやブレーキを操作する

高次脳機能障害の方 の自動車運転の特徴

注意障害

運転に集中できない

注意障害がある方は、同乗者との会話、ラジオや音楽で気が散ってしまい、運転に集中することが難しくなることが多いようです。



半側空間無視

見落とし運転になりやすい

視力や視野に問題がない場合でも、見ている空間を認識(認知)することが難しくなり、信号や標識、通行人を見落としてしまうことがあります。



情報処理

道路の状況に合わせて走行することが難しい

即座に状況を認識し判断することが苦手になるため、タイミングよく右左折したり、車線変更することが難しくなるようです。



記憶障害

目的地を忘れる、道に迷う

記憶に障害がある方は、目的地を忘れてしまったり、不慣れな道路で、道に迷ってパニックになることがあります。



高次脳機能障害の方 の自動車運転の特徴

社会的行動障害

イライラして乱暴な運転をしてしまう

感情のコントロールが難しい方は、渋滞や、道の譲り合い等些細なことに過敏に反応してしまい、ついつい乱暴な運転をしてしまうことがあります。



失語症

トラブルが起きた時に状況説明ができない

失語症などがあると、思うように会話が行えないため、トラブルが起きた際に、相手と対応することが困難になります。



易疲労性

運転をすると疲れやすい

長い時間運転に集中したりすると脳が疲れやすい状態になることがあります。



病識欠如

病気の前と同じだと思って運転する

自分自身の障害について気付きにくく、自分では「大丈夫」、「病気の前と変わらず何でもできる」と思い、十分な危機感のないまま運転を行ってしまうことがあります。



病気と自動車運転免許制度

高次脳機能障害は、道路交通法第90条及び103条の『一定の症状を呈する病気等』（自動車運転等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気・脳卒中後遺症）に該当します。

「一定の病気等」とは

統合失調症・てんかん・再発性の失神・無自覚性の低血糖症・そううつ病・重度の眠気の症状を呈する睡眠障害・脳卒中・認知症・アルコール、麻薬、大麻、あへんまたは覚醒剤の中毒・その他安全な運転に支障のあるものを「一定の病気等」と総称しています。

●虚偽の申告で免許を取得、更新すると罰則が適用されます

公安委員会は、免許の取得・免許証の更新をしようとする方に対して、一定の病気に関する質問ができるようになりました。症状があるにも関わらず虚偽の回答をして免許を取得または更新した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金刑が適用されます。

●医師が任意で申告できる制度を新設

医師は、一定の病気等に該当する方を診察し、その方が運転免許を持っていると知ったときは、任意でその患者の診察結果を公安委員会に届け出ることができるようになりました。（※医師の守秘義務の例外となるよう法的整備がなされています）。

●病気が疑われる事故運転者には暫定的な免許停止が可能に

一定の病気等にかかっていると疑われる場合は、専門医の診断による取消処分を待たずに、暫定的な免許の停止の措置を受けることがあります。

運転を再開するまでの流れ

STEP1

相談をする

1 家族と相談する

病気をした後、自動車運転を再開するかどうかについて、まずは、ご家族と話し合いをしましょう。ご本人の気持ちだけではなく、ご家族の考えも確認した上で、運転再開に向けた準備を進めましょう。



2 医療機関・かかりつけ医へ相談する

現在通院している医療機関やかかりつけ医へ自動車運転の再開について相談し、今後の運転再開に関する方針を検討しましょう。

※通院先の医療機関では対応ができない場合、対応可能な他医療機関を紹介する場合があります。またすべての医療機関が道路交通法に精通しているとは限りませんので、運転免許センターをご案内する場合があります。



検査・評価を受ける

1 医療機関で検査を受ける

医療機関にてより正確な判断をするために、高次脳機能障害の検査を含む諸検査を行います。検査内容と検査にかかる期間は個人の状況によって異なります。より正確な診断をするために、教習所での実車評価を受けていただく場合もあります。



2 自動車学校で評価を受ける



医療機関での検査のみでは、運転再開の判断に限界があるため、実際に車を使い運転技能の確認を行う場合があります。場内や路上を走行し、運転へ及ぼす障害の影響を評価します。実車評価の結果、練習が必要と判断された場合、実車訓練を行うことも可能です。

診断書を準備する

1 「診断書用紙」を受け取る

運転免許センター、各安全運転学校または県内各警察署交通課にて沖縄県公安委員会提出用の診断書用紙をお受け取りください。(家族の方等代理でも結構です。)遠隔地に居住している等、免許関連施設や警察署へ行くことが困難な場合は、沖縄県警察のホームページから診断書用紙をダウンロードして下さい。



2 診断書の作成を依頼する



受け取った診断書用紙を主治医または専門医に提出し、診断書の記載を依頼して下さい。「再発の可能性」、「障害の状態」、「回復の見込み」、「身体障害の状況」、「服薬中の薬の種類」等を総合的に診てもらい医師に診断書を作成してもらいましょう。

運転適性相談を受ける

運転適性相談とは

運転適性相談は、「一定の病気等」をもつ方が、免許を取得あるいは継続する上で、安全運転に支障がないかを判断するものです。病気をお持ちの方をひとくくりには運転不可とするのではなく、個々人の病状に即して運転免許の取得(継続)を判断し、道路交通の安全の確保と対象となる方の社会参加を両立させることが運転適性相談の趣旨とされています。病気等により運転に不安がある方のための相談窓口でもありますので、ご本人はもちろんご家族もお気軽にご相談ください。

1 運転適性相談の予約をする

県内の最寄りの運転免許センター、安全運転学校各分校等に電話し、面談の日時を決めてください。運転適性相談は平日のみで「予約制」です。診断書作成から1ヶ月以内に運転適性相談を受けるようにして下さい。作成から1ヶ月を超えた場合、再度診断書の作成が必要となる場合があります。



○月○日に予約

2 運転適性相談を受ける

係員が病状の経過や運転の可否などについておうかがいします。時間はおよそ20分～30分ですが、内容によりそれ以上かかることがあります。症状により、実際に乗車して頂く場合がありますので、運転に適した服装・靴でお越しください。

相談当日必要なもの

●運転免許証

お持ちでない方は本籍地が記載された住民票抄本

●診断書

障害者手帳、ペースメーカー等の手帳、診療計画書、その他参考になるもの

適性相談の結果

1 結果の連絡と終了書の受け取り

医師の診断書の記載内容、病状の経過等を総合的に判断し、運転免許の取得(継続)が可能と判断された場合は、約1週間後に電話連絡を差し上げます。「運転適性相談終了書」または「運転適性相談結果票」を相談した場所から受領してください。



●一部返納と条件付与

免許の一部返納

例えば、普通免許と二輪免許を保有している方で、傷病後、手足に麻痺などの後遺症が残り、二輪の運転に支障があるとされた場合は、二輪免許の継続はできません。

条件付与

同様に手足に後遺症があった場合、マニュアル車(ギア車・ミッション)は運転できない「AT車限定」や、付帯免許である原動機付自転車の運転を制限する「AT車の普通車に限る」等の条件が付与される場合があります。

●適性相談を受けない場合

一定の病気等を患っているにも関わらず、免許を失うことを恐れて、これを隠したり偽ったりして運転し、交通事故を惹起した場合は、通常の人身事故よりも重い罰則が適用されることがあります。

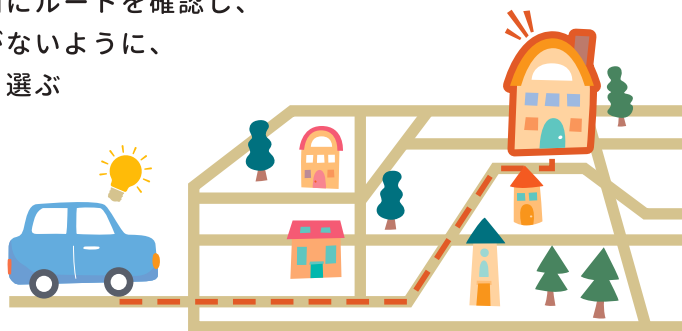
※自動車運転死傷行為等処罰法(3条2項)人を負傷させた場合は12年以下の懲役、人を死亡させた場合は15年以下の懲役

病状によっては、6か月ごとや1年ごとなど、定期的な相談が必要になる場合もあります。万一症状が悪化した、あるいは発作等が表れた場合は主治医に確認の上、再度運転適性相談を受けてください。

運転再開が決まった場合

自身の病状をよく自覚し、病気とうまくつき合いながら。
運転を再開することをお勧めします。
実際に、高次脳機能障害の方々が、安全に運転するために
行っている工夫例を紹介します。

運転する前にルートを確認し、
迷うことがないように、
簡単な道を選ぶ



夜間や天候不良時など
視界や見通しが
悪い時には
できるだけ運転を
控える



体調が優れない時や
睡眠不足、
疲労感のある時は
運転を控える



運転中に会話することを控え、
ラジオや音楽を聴くことに
夢中にならないようにする



速度を上げ過ぎない



運転時間を短めにして、
こまめに休憩を取る



混雑する時間帯
(朝や夕方の通勤ラッシュ)
の走行を避ける



できるだけ助手席に
同乗者を乗せ、
助言を受けながら
運転をする



運転断念が決まった場合

一定の病気により免許の継続が不可とされた方は、道路交通の安全を確保する観点から、免許の効力の6か月以内の停止、または取消し処分となります。停止期間終了後または取消し処分の日から3年以内に回復が認められれば、試験を一部免除した上で免許を再取得することができます。新規取得をお考えの方は、引き続き療養に励んでいただき、後日再度相談を受けてください。

●運転免許証の自主返納制度

運転免許が不要になった方、運転に不安を感じるドライバーの方が、運転免許証を自主的に返納できる制度です。返納後は、「運転経歴証明書」を発行してもらうことができます。

●運転経歴証明書とは

運転免許を返納した日からさかのぼって5年間の運転に関する経歴を証明するものです。運転経歴証明書は、運転免許証に代わる公的な本人確認書類として、利用することができます。申請場所や受付時間、申請に必要な書類、手数料、要件等の詳細は、運転免許センターにお問い合わせください。

●自主返納優遇措置(支援制度)

「運転経歴証明書」を所持していると、バス・タクシーの乗車運賃割引など、「さまざまな特典」が受けられます。詳細は沖縄県警察のホームページをご確認ください。



お問い合わせ窓口

県内の免許関連施設

● 沖縄県警察運転免許センター 〒901-0225 豊見城市字豊崎 3 番 22	TEL.098-851-1000
● 安全運転学校中部分校 〒904-0035 沖縄市南桃原 4-27-22	TEL.098-933-0442
● 安全運転学校北部分校 〒905-0021 名護市東江5丁目20番5号	TEL.0980-53-1301
● 安全運転学校宮古分校 〒906-0013 宮古島市平良下里3107番地の4	TEL.0980-72-9990
● 安全運転学校八重山分校 〒907-0003 石垣市字平得343番地の2	TEL.0980-82-9542

沖縄県内の指定自動車学校

学校名	所在地	TEL
津嘉山自動車学校	〒901-1117 南風原町字津嘉山 593-1	098-889-5542
普天間自動車学校	〒901-2314 北中城村字大城 480	098-935-3355
北丘自動車学校	〒904-2201 うるま市字昆布 1841-22	098-972-3188
名護自動車学校	〒905-0011 名護市宮里 7-24-37	0980-52-2973

学校名	所在地	TEL
波之上自動車学校(那覇校)	〒900-0037 那覇市辻 3-1-1	098-868-3881
壺川自動車学校	〒901-0235 豊見城市名嘉地 225	098-850-3730
宜野湾自動車学校	〒901-2206 宜野湾市愛知 1-1-2	098-892-2310
コザ自動車学校	〒904-2151 沖縄市松本 7-18-22	098-937-3711
安ゲ名自動車学校	〒904-2224 うるま市字大田 30	098-973-3436
カデナ自動車学校	〒904-0304 読谷村字楚辺 1512	098-956-2363
糸満自動車学校	〒901-0361 糸満市字糸満 2278	098-992-2138
天久ドライビングスクール	〒900-0005 那覇市字天久 1044	098-868-4660
川畑自動車学校	〒904-0035 沖縄市桃原 1-22-1	098-933-3946
第二波之上自動車学校(浦添校)	〒901-2122 浦添市勢理客 1-5-1	098-874-5318
美池自動車学校	〒904-2141 沖縄市池原 3-1-12	098-938-0788
馬天自動車学校	〒901-1414 南城市佐敷字津波古 509-1	098-947-6431
牧港ドライビングスクール	〒901-2131 浦添市牧港 5-10-1	098-879-1774
八重山自動車学校	〒907-0002 石垣市字真栄里 109	0980-82-2043
三和自動車学校(宮古島)	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1104	0980-72-4578
宮古自動車学校	〒906-0012 宮古島市平良字西里 1334	0980-72-9352
今帰仁自動車学校	〒905-0401 今帰仁村字仲宗根 977	0980-56-2500

※例年1月～4月は自動車学校が繁忙期となるため、実車評価・訓練・各種ご相談への対応ができない場合があります。



♡ ご本人、 ご家族様へ

高次脳機能障害は目に見えない障害であるため、運転を再開する際に、ご本人やご家族が、その対応や判断に迷うことが多いかと思います。事故が許されない自動車の運転については慎重な判断が必要であるため、安易に考えて運転を再開するのは危険です。運転再開にあたって、不安を感じたり判断に迷う際には、対応可能な医療機関や運転免許センターへご相談することをお勧めいたします。

